

文化審議会 著作権分科会 法制度小委員会

「AIと著作権に関する考え方について」 (素案・令和6年1月23日時点版)

【概要】

令和6年1月
文化庁著作権課

本資料は文化審議会 著作権分科会 法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について」(素案・令和6年1月23日時点版)の記載内容を確認するうえでのガイダンスとして、文化庁著作権課で作成したものです。本資料で記載している内容は上記文書の記載内容を抜粋・要約したものであり、実際の記載内容については、上記文書本体をご確認ください。

作成の経緯・文書の性質

- 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為については、著作物の表現の価値を享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者からの対価回収の機会を損なうものではなく、著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するものではないと考えられます。
そのため、柔軟な権利制限規定の整備に際しては、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為※は広く権利制限の対象とされました(法第30条の4)。

※具体的には、プログラムの著作物のリバース・エンジニアリング、複製に適したカメラやプリンター等の開発のための美術品の試験的な複製等。
また、AI開発のための学習を含む「情報解析の用に供する場合」は、同条第2号で「享受……を目的としない場合」の典型的な例として示されています。

- このように法第30条の4を含む柔軟な権利制限規定が整備されてきた一方で、昨今、生成AIについては、AI開発のための学習にはどの範囲で著作物を利用できるのか、AI生成物による著作権侵害が生じるのではないかと、いった、著作権法との関係をどのように考えればよいのか明確でない、といった懸念の声が上げられています。
- 著作権法の解釈は、本来、個別具体的な事案に応じて、司法により行われるべきものですが、現時点では、AIと著作権の関係を直接的に取り扱った判例や裁判例が未だ乏しい状況です。この「AIと著作権に関する考え方について(素案・令和6年1月23日時点版)」(以下「本考え方」といいます。)は、このような状況を踏まえ、現行の著作権法とAIとの関係について、小委員会としての現時点における一定の考え方を示すものであり、司法判断に代わるものではありません。

今後に向けて

- 本考え方は、あくまで公表の時点における、AIと著作権に関する審議会としての考え方をまとめたものであり、今後も「AIと著作権に関する具体的な判例・裁判例の蓄積」、「AIと関連技術の発展」、「諸外国の検討状況の進展」などに関する情報を収集・把握しつつ、必要に応じて見直しを行うものとされています。
- また、AIをはじめとする新たな技術への対応については、著作権法の基本原理や、法第30条の4をはじめとする各規定の立法趣旨といった観点からの総論的な課題を含め、中長期的に議論を行っていくことが必要と考えられること、また、今後、著作者人格権や著作隣接権とAIとの関係において検討すべき点の有無やその内容に関する検討を含め、議論を継続していくものとされています。
- 本考え方に示されたAIと著作権に関する考え方については、著作権制度に関する基本的な考え方とともに、広く国民に対して周知し啓発を図ることが必要であり、文化庁としては、今後、最終的に取りまとめられた考え方に基づいて、周知・啓発に向けた取り組みを行っていきます。

本考え方の構成

1. はじめに
 - 文書の性質について述べられています。
2. 検討の前提として
3. 生成AIの技術的な背景について
4. 関係者からの様々な懸念の声について
 - 具体的な論点の検討の前提として、これまでの著作権法の考え方や、生成AIの技術的背景、生成AIについて示されている懸念の声等について確認されています。
5. 各論点について
 - (1) 学習・開発段階
 - (2) 生成・利用段階
 - (3) 生成物の著作物性について
 - (4) その他の論点について
 - 生成AIを含むAIと著作権との関係について、各段階ごとに、それぞれの論点について考え方が示されています。
6. 最後に
 - 著作権侵害等に関する事例の蓄積や技術の進展、国際動向を踏まえて、今後も議論を継続していくこと等が述べられています。

「5. 各論点について」では、主に以下のように論点が示されています。

(1) 学習・開発段階(15～28頁)

- 「非享受目的」に該当する場合について
- 著作権者の利益を不当に害することとなる場合について
- 侵害に対する措置について

(2) 生成・利用段階(28～34頁)

- 著作権侵害の有無の考え方について
- 侵害に対する措置について
- 侵害行為の責任主体について

(3) 生成物の著作物性(34～36頁)

(4) その他の論点(36頁)

「非享受目的」に該当する場合について(16～19頁)

※以下、枠内の文章は本考え方(本体)からの抜粋・要約

享受目的 の併存 (16頁)

- 一個の利用行為には複数の目的が併存する場合もあり得るところ、法第30条の4は、「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には」と規定していることから、この複数の目的の内にひとつでも「享受」の目的が含まれていれば、同条の要件を欠くこととなり、同条の規定は適用されない。

併存の 具体例 (16～18頁)

- 生成AIに関して、享受目的が併存すると評価される場合について、具体的には以下のような場合が想定される。
 - ✓ 追加的な学習のうち、意図的に、学習データに含まれる著作物の創作的表現をそのまま出力させることを目的としたものを行うため、著作物の複製等を行う場合
 - ✓ AI学習のために用いた学習データに含まれる著作物の創作的表現を出力させる意図は有していないが、既存のデータベースやWeb上に掲載されたデータに含まれる著作物の創作的表現の全部又は一部を、生成AIを用いて出力させることを目的として、著作物の内容をベクトルに変換したデータベースを作成する等の、著作物の複製等を行う場合

「非享受目的」に該当する場合について(16～19頁)

併存の
具体例
(16～18頁)

- 近時は、特定のクリエイターの作品である少量の著作物のみを学習データとして追加的な学習を行うことで、当該作品群の影響を強く受けた生成物を生成することを可能とする行為が行われている。
- この点に関して、生成AIの開発・学習段階においては、当該作品群は、表現に至らないアイデアのレベルにおいて、当該クリエイターのいわゆる「作風」を共通して有しているにとどまらず、創作的表現が共通する作品群となっている場合もあり、意図的に、当該創作的表現の全部又は一部を生成AIによって出力させることを目的とした追加的な学習を行うため、当該作品群の複製等を行うような場合は、享受目的が併存すると考えられる。
- また、生成・利用段階においては、当該生成物が、表現に至らないアイデアのレベルにおいて、当該作品群のいわゆる「作風」と共通しているにとどまらず、表現のレベルにおいても、当該生成物に、当該作品群の創作的表現が直接感得できる場合、当該生成物の生成及び利用は著作権侵害に当たり得ると考えられる。

著作権者の利益を不当に害することとなる場合について(19頁～25頁)

適用除外
(19頁)

- 法第30条の4においては、そのただし書において「当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」と規定し、これに該当する場合は同条が適用されないこととされている。

情報解析に
活用できる形
で整理した
データベース
の著作物の例
(21～23頁)

- 本ただし書への該当性は諸般の事情を総合的に考慮して検討することが必要と考えられるが、本ただし書に該当すると考えられる例としては、「基本的な考え方」※(9頁)において、「大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が販売されている場合に、当該データベースを情報解析目的で複製等する行為」が既に示されている。
- インターネット上のデータ(データベースの著作物)が、閲覧用のほか、情報解析に活用できるよう整理された形でデータを取得できる有償のAPI等により提供されている場合、当該APIを有償で利用することなく、閲覧用データから、当該データベースの著作物の創作的表現が認められる一定の情報のまとまりを情報解析目的で複製する行為は、本ただし書に該当し得る。

著作権者の利益を不当に害することとなる場合について(19頁～25頁)

情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の例(21～23頁)

- AI学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられており、かつ、これらがデータベースの著作物の一部として将来販売される予定があることが推認される場合には、本ただし書に該当し、法第30条の4による権利制限の対象とはならないことが考えられる。

海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のために複製すること(23～25頁)

- AI開発事業者やAIサービス提供事業者が、ウェブサイトが海賊版等の権利侵害複製物を掲載していることを知りながら、当該ウェブサイトから学習データの収集を行ったという事実は、これにより開発された生成AIにより生じる著作権侵害についての規範的な行為主体の認定に当たり、その総合的な考慮の一要素として、当該事業者が規範的な行為主体として侵害の責任を問われる可能性を高めるものと考えられる。

著作権侵害の有無の考え方について(28頁～31頁)

依拠性
(29～31頁)

- 生成AIが利用された場合であっても、権利者としては、被疑侵害者において既存著作物へのアクセス可能性があったことや、生成物に既存著作物との高度な類似性があること等を立証すれば、依拠性があるとの推認を得ることができると考えられる。
- AI利用者が既存の著作物(その表現内容)を認識していなかったが、当該生成AIの開発・学習段階で当該著作物を学習していた場合については、客観的に当該著作物へのアクセスがあったと認められることから、当該生成AIを利用し、当該著作物に類似した生成物が生成された場合は、通常、依拠性があったと推認され、著作権侵害になり得る。
- ただし、当該生成AIについて、開発・学習段階において学習に用いられた著作物の創作的表現が、生成・利用段階において生成されることはないといえるような技術的な措置が講じられている等の事情から、当該生成AIにおいて、学習に用いられた著作物の創作的表現が、生成・利用段階において利用されていないと法的に評価できる場合には、AI利用者がこの事情を主張・立証することで、依拠性がないと判断される場合はあり得る。

侵害に対する措置について(31頁～32頁)

場面ごとの
判断
(32頁)

- 生成・利用段階においては、生成と利用の場面それぞれで故意又は過失の有無について判断は異なり得ると考えられる。また、生成時の複製については私的利用等の権利制限規定の範囲内であったとしても、生成物の譲渡や公衆送信(SNSへの掲載等)といった利用時には、権利制限規定の範囲を超える行為として、著作権侵害となる場合があるため留意が必要である。

差止請求
として
取り得る
措置
(32頁)

- 生成AIによる生成・利用段階において著作権侵害があった場合、侵害の行為に係る著作物等の権利者は、生成AIを利用し著作権侵害をした者に対して、新たな侵害物の生成及び、すでに生成された侵害物の利用行為に対する差止請求が可能と考えられる。この他、侵害行為による生成物の廃棄の請求は可能と考えられる。
- また、生成AIの開発事業者に対しては、著作権侵害の予防に必要な措置として、侵害物を生成した生成AIの開発に用いられたデータセットが、その後もAI開発に用いられる蓋然性が高い場合には、当該データセットから、当該侵害の行為に係る著作物等の廃棄を請求することは可能と考えられる。
- また、侵害物を生成した生成AIについて、当該生成AIによる生成によって更なる著作権侵害が生じる蓋然性が高いといえる場合には、生成AIの開発事業者に対して、当該生成AIによる著作権侵害の予防に必要な措置※を請求することができると考えられる。

※例えば、①特定のプロンプト入力については、生成をしないといった措置、あるいは、②当該生成AIの学習に用いられた著作物の類似物を生成しないといった措置等の、生成AIに対する技術的な制限を付す方法などが考えられる。

侵害行為の責任主体について(32頁～33頁)

侵害行為の
責任主体
(32～33頁)

- AI生成物の生成・利用が著作権侵害となる場合の侵害の主体の判断においても、物理的な行為主体である当該利用者のみならず、生成AIの開発や生成AIを用いたサービス提供を行う事業者が、著作権侵害の行為主体として責任を負う場合があると考えられる。
 - ① ある特定の生成AIを用いた場合、侵害物が高頻度で生成される場合は、事業者が侵害主体と評価される可能性が高まる。
 - ② 事業者が、生成AIの開発・提供に当たり、当該生成AIが既存の著作物の類似物を生成する蓋然性の高さを認識しているにも関わらず、当該類似物の生成を抑止する技術的な手段を施していない場合、事業者が侵害主体と評価される可能性が高まる。
 - ③ 事業者が、生成AIの開発・提供に当たり、当該生成AIが既存の著作物の類似物を生成することを防止する技術的な手段を施している場合、事業者が侵害主体と評価される可能性は低くなる。
 - ④ 当該生成AIが、侵害物が高頻度で生成されるようなものでない場合においては、たとえ、AI利用者が既存の著作物の類似物の生成を意図して生成AIにプロンプト入力するなどの指示を行い、侵害物が生成されたとしても、事業者が侵害主体と評価される可能性は低くなる。

生成AIに対する指示の具体性とAI生成物の著作物性について(35頁～36頁)

指示の具体性
と著作物性
(35～36頁)

- 生成AIに対する指示が表現に至らないアイデアにとどまるような場合には、当該AI生成物に著作物性は認められないと考えられるが、単なる労力にとどまらず、創作的寄与となり得るものがある場合は、これがどの程度積み重なっているか等を総合的に考慮して判断されるものと考えられる。
- また、人間が、AI生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。